

子育て応援特別手当 (平成21年度版) のお知らせ



国の経済危機対策として、幼児教育期の子育ての負担軽減を図るため、子育て応援特別手当を支給します。

対象者には、12月中旬以降に申請書を送付する予定です。

▼対象Ⅱ平成21年10月1日現在、町の住民基本台帳や外国

人登録原票に登録されている平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯

▼支給額Ⅱ対象となる子1人につき3万6千円

▼注意

DV(配偶者からの暴力等)被害者は、住民基本台帳の閲覧制限措置等を活用して、住民登録を事実上の居住地に変更すると、この手当を受け給できません。さまざまな事情でどうしても住民登録の変更ができない場合には、10月30日(金)までに「事前申請書」を提出することで、手当を受給できます。

詳細は問い合わせください。
 町・区社会福祉児童課児童福祉班
 電話 (70) 03331

簡易保育所(認可外保育施設)の利用者に助成金を交付

町では、就学前児童の適切な保育と保護者の負担軽減を目的に、簡易保育所(認可外保育施設)を利用しての保育者へ年に2回、助成金を交付しています。今回、4月から9月の利用分の申請を受け付けますので、各簡易保育所や社会福祉児童課に備え付けの交付申請書提出してください。

なお、10月以降の利用分は、3月に申請を受け付ける予定です。

▼対象Ⅰ①④のすべてに該当する方

①町内に在住している

②一定の要件に適合する簡易保育所へ児童を預けている(企業や医療法人が設置する保育所は除く)

③1カ月の利用日数が15日以上ある

④月額保育料が3万円以上かかる

▼助成額(月額)

- ・3歳未満児Ⅱ6,600円
- ・3歳以上児Ⅱ4,100円

※平成21年4月1日現在の年齢とする

▼提出期限Ⅱ10月16日(金)

※詳細は問い合わせください
 町・区社会福祉児童課児童福祉班
 電話 (70) 03331

出産育児一時金の支給額等が変わります

◎10月から出産育児一時金が引き上げ

平成23年3月末までの緊急の少子化対策として、10月から国民健康保険の出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられます。

「産科医療補償制度」に加入している医療機関等で分娩した場合、38万円を支給していましたが、10月からは42万円の支給となります。なお、「産科医療補償制度」に加入していない医療機関で分娩した場合は、今までの35万円から39万円の支給となります。

◎出産費用に「出産育児一時金」を直接充てることが可能に
 出産育児一時金は、出産にか

かかる費用を医療機関等に支払った後で、町に申請をしなければ、支給されませんでした。10月からは原則として、出

産育児一時金を直接、出産費用に充てることができるよう、国民健康保険から、医療機関等に支払う「直接払い制度」となります。

ただし、出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額を下回った場合には、その

多重債務問題は一人で悩まず、まずはご相談ください。

△県相談窓口▽
 ▼日時Ⅱ平日9時~12時、13時~17時
 ▼場所Ⅱ県庁県民生活課
 ▼問い合わせ先
 (70) 5516496(当日専用)
 ▼申込・問い合わせ先
 県庁県民生活課
 電話 (70) 043(223) 2271

取り立てなどヤミ金融被害で悩む方に、弁護士や司法書士による無料相談会を行います。
 ▼日時Ⅱ10月24日(土)10時~16時
 ▼内容
 ・面接相談(要電話予約・先着36人、会場は東金市役所5階・電話相談)
 (70) 5516496(当日専用)
 ▼申込・問い合わせ先
 県庁県民生活課
 電話 (70) 043(223) 2271

再建に向けて」をテーマに、基調講演や多重債務問題とその課題に関するパネルディスカッション等を行います。
 ▼日時Ⅱ11月9日(月)13時~16時
 ▼会場Ⅱホテルプラザ菜の花(千葉市中央区長洲1-8-1)
 ▼募集人数Ⅱ200人
 ▼その他Ⅱ10時から16時まで同建物内で、法律専門家による債務整理や生活再建のための「無料相談会」を開催します(要電話予約・先着30人)
 ▼申込・問い合わせ先
 県庁県民生活課
 電話 (70) 043(223) 2271

地域相談員を紹介します

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例」に基づき、地域相談員を紹介します。お気軽にご相談ください。

相談対応分野	氏名 ※敬称略	相談可能な時間	電話/ファクス
身体障害(視覚・聴覚を除く)	猪川 正夫	平日 9時~17時	☎・☎ (73) 2206
身体障害	林 正清子	平日 10時~16時	☎・☎ (72) 6198
知的障害	青野 透	平日 9時~20時	☎ (73) 2594 ☎ (73) 6408
精神保健福祉	関 由佳	(木)を除く 9時~17時30分	☎ (77) 6511 ☎ (77) 3399
人権擁護	内山 峰子	平日 18時~20時	☎・☎ (77) 2784

町社会福祉児童課社会福祉班
 ☎ (70) 0330



△県相談窓口▽
 ▼日時Ⅱ平日8時30分~12時、13時~16時30分
 ▼場所Ⅱ千葉財務事務所多重債務相談窓口(千葉市中央区椿森5-6-1)
 ▼問い合わせ先
 ☎ 043(251) 7830

△県相談窓口▽
 ▼日時Ⅱ平日9時~12時、13時~17時
 ▼場所Ⅱ県庁県民生活課
 ▼問い合わせ先
 ☎ 043(223) 2795

△県相談窓口▽
 ▼日時Ⅱ平日9時~12時、13時~17時
 ▼場所Ⅱ県庁県民生活課
 ▼問い合わせ先
 ☎ 043(247) 0441

△県相談窓口▽
 ▼日時Ⅱ平日9時~12時、13時~17時
 ▼場所Ⅱ県庁県民生活課
 ▼問い合わせ先
 ☎ 043(223) 2271

一日合同行政相談所を開設

10月19日(月)から25日(日)の行政相談週間の一環として、相談所を開設します。

▼日時Ⅱ10月19日(月)10時30分~15時30分
 ▼会場Ⅱ千葉市生涯学習センター13階大研修室

▼内容Ⅱ登記・年金・保険・税金・地上デジタル放送など行政機関で行う手続きに関する質問・相談、相続・離婚・多重債務などの法律相談
 町社会福祉児童課社会福祉班
 ☎ 043(244) 1100